

行雲舎 宿泊約款

第1条（適用範囲）

本約款は、行雲舎（以下「当施設」）が提供する宿泊サービスおよびこれに付随するサービスに関し、当施設と宿泊客との間に締結される宿泊契約およびこれに関連する契約に適用されます。

第2条（会員資格）

当施設は会員制とし、所定の手続きを経て年会費を納入した個人を会員とします。

会員資格の有効期間は1年間とし、更新には当施設所定の年会費の支払いを要します。

会員は、本約款および当施設が別途定める利用規約・利用ルールを遵守するものとします。

第3条（宿泊契約の申込み）

宿泊契約の申込みを行う場合、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

宿泊者氏名

宿泊日および到着予定時刻

宿泊料金

その他当施設が必要と認める事項

第4条（チェックイン・チェックアウト）

チェックインおよびチェックアウトの時刻は、当施設が別途定める時刻とします。

所定時刻以外の利用については、追加料金を請求する場合があります。

第5条（宿泊料金）

宿泊料金は、当施設が別途定める料金表によります。

支払方法は当施設が指定する方法に従うものとします。

第6条（宿泊契約の締結拒否）

当施設は、次に掲げる場合に宿泊契約の締結に応じないことがあります。

宿泊申込みが本約款によらないとき

満室等により客室の余裕がないとき

宿泊しようとする者が、法令または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき

宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められるとき

他の宿泊客または近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をするおそれがあると認められるとき

宿泊しようとする者が、感染症の罹患により、他の宿泊客に対し著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

天災、施設故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

第7条（宿泊客の契約解除）

宿泊客は、当施設に申し出て宿泊契約を解除することができます。

キャンセル料については、当施設が別途定めるキャンセルポリシーに従うものとします。

第8条（施設の利用）

宿泊客は、当施設および付帯設備を善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。

著しい騒音、危険行為その他当施設の趣旨に反する行為は禁止します。

第9条（損害賠償）

宿泊客の故意または過失により、当施設または備品に損害が生じた場合、当施設はその実費相当額の賠償を請求することがあります。

第10条（免責）

当施設は、天災その他不可抗力による損害については、当施設の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。

第11条（貴重品の管理）

貴重品は宿泊客本人の責任において管理するものとし、当施設は当施設の責めに帰すべき事由がある場合を除き、紛失・盗難等について責任を負いません。

第12条（宿泊の継続拒否）

当施設は、宿泊中においても、第6条各号に該当する事由が生じた場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

第 13 条（個人情報の取扱い）

当施設は、取得した個人情報を法令に基づき適切に管理します。

第 14 条（約款の改定）

本約款は、必要に応じて改定することがあります。改定後の約款は当施設の定める方法により告知します。

行雲舎利用規約

本規約は、行雲舎（以下「当施設」）の利用に関する条件を定めるものです。当施設をご利用される際は、以下の内容にご同意いただいたものとみなします。

第1条（会員資格）

1. 会員資格は、年会費 10,000 円を納入した個人に付与します。
2. 会員は当施設を予約・利用する権利を有します。
3. 会員には利用に際し、別途定める特典が付与されます。
4. 会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡・貸与はできません。

第2条（施設概要）

1. 宿泊形態は1棟貸しとし、定員は4名までとします。
2. 宿泊料金は平日基本料金を1泊 20,000 円（税込）、金、土、祝日前は 24,000 円、繁忙期は 2 万 8,000 円とします。
3. 宿泊者は滞在期間中、併設の図書室を無料で利用できます。

第3条（予約および利用）

1. 予約は会員本人が所定の方法により行うものとします。
2. 宿泊料金は予約時またはチェックイン時に案内する方法で決済いただきます。
3. キャンセルや変更は、当施設が定めるキャンセルポリシーに従います。

第4条（チェックイン・チェックアウト）

1. チェックインは 15:00、チェックアウトは 10:00 とします。
2. 時間外の利用を希望される場合は、事前の相談により対応を検討します。

第5条（図書室の利用）

1. 宿泊者は滞在期間中、図書室を無料で利用できます。
2. 図書の持ち出しは原則不可とします（館内閲覧のみ）。
3. 図書室の利用にあたり、他の利用者の迷惑となる行為は禁止します。

第6条（禁止事項）

当施設内では以下の行為を禁止します。

1. 施設・設備の破損行為
2. 著しい騒音・迷惑行為
3. 法令および公序良俗に反する行為
4. ペットの持ち込み（介助犬を除く）
5. 喫煙行為

第7条（損害賠償）

会員または宿泊者が施設・設備を破損・汚損した場合、実費による損害賠償を請求する場合があります。

第8条（免責）

天災や不可抗力により生じた損害について、当施設の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。

利用者間のトラブルについて、当施設は関与いたしません。

第 9 条（個人情報の取扱い）

当施設は、利用に際して取得した個人情報を適切に管理し、運営上必要な範囲でのみ利用します。

第 10 条（規約の変更）

当施設は、本規約を予告なく変更する場合があります。

図書室利用規則

1. 宿泊者向け

宿泊者は滞在中、図書室を無料で閲覧利用できます。

貸し出しはできません（館内閲覧のみ）。

図書の取り扱いは丁寧に行い、汚損・破損にご注意ください。

図書室で書籍を読みながらの飲食はお控えください。

静かな閲覧環境維持のため、通話・大声での会話はご遠慮ください。

2. 図書室会員向け

会員証について

図書室会員には会員証を発行します。

会員証は「閲覧会員用」と「閲覧・貸出会員用」の2種類とします。

会員証は本人のみが利用でき、貸与・譲渡は禁止します。

会員証の提示がない場合、閲覧・貸出サービスを提供できない場合があります。

紛失時は再発行手数料をいただくことがあります。

(1) 閲覧会員（年会費 1,000 円）

図書室の閲覧が可能です（貸し出し不可）。

利用時間は当施設が定める時間帯に準じます。

図書の扱いに関する一般的なマナーを遵守してください。

(2) 閲覧・貸出会員（年会費 3,000 円）

図書室の閲覧および貸し出しが可能です。

貸し出し冊数は1名あたり3冊まで、期間は1カ月間とします。

一部書籍は貸出をお断りする場合があります。

貸出期間の延長は状況により認める場合があります。

返却期限を過ぎた場合、次回以降の貸し出しを一時制限することがあります。

汚損・紛失時は実費補償をお願いする場合があります。

非会員（宿泊者及び図書室会員以外）の図書室利用

宿泊者及び図書室会員以外が図書室を一時利用する場合、利用料として1回200円を徴収します。

利用可能範囲は閲覧のみで、貸し出しは行いません。

利用時には氏名、連絡先を記入してもらい、受付記録を残します。

図書の取り扱いおよび館内ルールは、宿泊者および図書室会員と同様に適用されます。

本約款は2026年3月1日より施行します。